

生活保護法による指定介護機関のみなさまへ

長野県地域福祉課生活保護係

生活保護法による介護扶助の実施にあたっては、生活保護制度の趣旨を十分ご理解いただくとともに、以下の点に留意の上、介護サービスの提供に努めていただきますようお願いします。

1 介護機関の指定申請と変更等届出について

届け出を必要とする事項		指定申請	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届
平成 26 年 6 月以前に介護保険法による指定を受け、生活保護法による指定を受けていない場合、または、介護保険法による指定日が平成 26 年 7 月以降で生活保護法のみなし指定を不要としたり、指定辞退廃止又は取消しになったものの、あらためて生活保護法による指定を希望する場合		☆	—	—	—	—	—
既に指定介護機関である場合	介護機関の移転・組織変更等で、介護保険事業所番号が変更になった場合	☆	○	—	—	—	—
	開設者氏名を改姓等により変更した場合	—	—	○	—	—	—
	指定介護機関の名称を変更した場合	—	—	○	—	—	—
	指定介護機関の移転等で、介護保険事業所番号が変わらない場合	—	—	○	—	—	—
	指定介護機関の設置者が当該指定介護機関を廃止した場合	—	○	—	—	—	—
	指定介護機関の開設者が自己の意思により当該指定介護機関の業務を休止した場合	—	—	—	○	—	—
	休止した指定介護機関を再開した場合	—	—	—	—	○	—
	指定介護機関の指定を辞退する場合	—	—	—	—	—	☆
平成 26 年 7 月以降新たに介護保険法による指定を受けた場合		みなし指定のため申請不要					

☆引き続き届出が必要なもの

○令和 8 年 4 月 1 日以降届出不要となるもの

※生活保護法の一部改正により、令和 8 年 4 月 1 日より以下のとおり手続きが簡素化されます。

- (1) 生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による変更の届出等（開設者や名称、住所等の変更、事業の廃止、休止、再開の届出）があった場合に、生活保護法上の届出があったものとみなされ、生活保護法による変更の届出等が不要となる。
- (2) 介護予防・日常生活支援事業者については、介護保険法施行規則に規定する変更届等があつた場合（1）と同様の扱い。

2 介護券の交付とケアプランについて

- ☆生活保護受給者の介護扶助費を国保連へ請求するには、福祉事務所の介護扶助決定の為の申請に基づき発行された**介護券**が必要となります。
- ☆居宅介護等利用の方の決定については、保護申請書の一般記載事項のほか、介護保険の被保険者たる資格の有無の確認（介護保険被保険者証の写し等）、**居宅介護支援計画等**の写しをもとに介護扶助決定を行っています。居宅サービスのうち、居宅療養管理指導については必ずしもケアプランに掲載されるものではありませんが、掲載していただきますと介護券の交付処理が円滑に行えますので、可能な場合はご協力をお願いします。
- ☆施設サービス利用の方の介護扶助の決定は、保護申請書、介護保険の被保険者たる資格の有無とともに介護券交付処理を行っています。
- ☆介護扶助を受給中に、介護認定、事業所の増減があった場合は、上記決定を要しますので、資格の有無、居宅介護支援計画を添付のうえ、申請書を福祉事務所に提出してください。
- ☆国民健康保険団体連合会（国保連）への請求の際には、交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記（入力）し、請求を行って下さい。介護券の保管期間はおおむね1年とし、事業所の責任のもと、適切な方法で処分をお願いします。
- ☆入院等により、サービス提供がなかった等により不要となった**介護券**については、福祉事務所で保管する必要がありますので、速やかに返却してください。
- ☆なお、福祉事務所へのケアプランの提出については、あらかじめ本人の守秘義務解除確認の為、同意書が必要となり、同意書は福祉事務所宛と居宅事業者宛と2種類を申請者から提出を受けた後、各々で保管します。
- ☆既に国保連に請求したレセプトに、本人支払額等の過誤があった場合は、まず福祉事務所に連絡のうえ福祉事務所から国保連への連絡を依頼し、取下げ願い等の様式の送付を受けてください。

3 本人支払額について

- ☆生活保護受給者については、年金等の収入に応じて、介護扶助費の一部を本人負担とする場合があります。福祉事務所から発行された介護券に本人支払額がある場合は、その額を本人から徴収することとしてください。本人支払額の決定・変更等については、別途通知書を送る場合があります。
- ☆本人支払額の上限は、15,000円。施設入所者については、食費（300円/日）を加えた額となりますのでご留意ください。

4 障害者総合支援法等他法活用について

- ☆生活保護法は、他の法律や施策を優先的に活用することが原則となっています。
- ☆介護保険1、2号被保険者については、先に介護保険を活用し、利用者負担の**1割分**を生活保護の介護扶助で賄います。
- ☆一方、40才以上65才未満の介護保険の被保険者ではない被保護者の場合（被保番がHからの方は**10割分**を生活保護の介護扶助で負担）、障がい者施策を優先的に活用していただき、不足する分を介護扶助で賄うことになります。障害者手帳を所持している場合、または、自立支援医療や難病の受給者証をお持ちの方なども、障害者総合支援法による給付の対象となる可能性があります。ヘルパー、デイサービス、福祉用具の利用等、障がいサービスが活用できているか、介護扶助との優先順位が正しいか、適宜確認をお願いします。

介護保険給付と介護扶助の負担関係

区 分	費 用 負 担	
第 1 号被保険者	介護保険 9 割	介護扶助 1 割
第 2 号被保険者		
被保険者以外の者	介護扶助 10 割	